

広島県告示第 1060 号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 48 年法律第 110 号）第 8 条第 1 項の規定による特定施設の構造等変更許可の申請があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 4 項の規定によって、その概要を次のとおり告示する。

平成 23 年 11 月 24 日

広島県知事 湯 崎 英 彦

1 申請者の住所及び氏名並びに工場又は事業場の所在地及び名称

申請者の住所及び氏名	大阪府大阪市北区梅田 2 丁目 5 番 25 号 ハービス O S A K A 日東電工株式会社 代表取締役社長 柳楽 幸雄
工場又は事業場の所在地及び名称	尾道市美ノ郷町本郷 455-6 日東電工株式会社 尾道事業所

2 申請の内容

雨水専用排水口 8 か所を新設する。

(1) 特定施設の種類、能力及び使用の方法

変更なし

(2) 汚水等の処理の方法

変更なし

(3) 排出水の汚染状態

雨水専用排水口の新設

No. T1 排水口、No. T2 排水口、No. T3 排水口、No. T4 排水口、No. T5 排水口、No. TA 排水口、No. TB 排水口及び No. TC 排水口

3 事前評価に関する事項を記載した書面の縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

平成 23 年 11 月 24 日から平成 23 年 12 月 15 日まで

(2) 縦覧場所

広島県環境県民局環境保全課及び広島県東部厚生環境事務所環境管理課並びに尾道市市民生活部環境政策課